No.357　2025/5/1

1 Minute News

TEL　０３（６３８８）１８９６
FAX　０３（６３８８）５２０８
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所　〒105-0004　港区新橋 3-1-10　石井ビル 8 階

生前贈与加算と暦年贈与の非課税枠 110 万円の注意点

Q　年間 110 万円までは贈与税が非課税とのことで、これまで子や孫達に年間 110 万円ずつ贈与してきました。しかし、令和６年以降の贈与については、生前贈与加算の取り扱いについて、改正されたとのことですが、これはどういう内容のものでしょうか？

解説

令和６年以降、相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、３年から７年に延長され、延長した４年分の贈与額については 100 万円を控除します。

１．　生前贈与加算

①相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人からその相続開始前３年（令和６年１月１日以降の贈与については７年）以内に暦年贈与によって取得した財産があるときは、相続税の課税価格に贈与額を加算しますが、延長された４年分の贈与額のうち、総額 100 万円までは非課税とされます。なお、加算された贈与財産にかかった贈与税の額を、加算された人の相続税の計算上、控除します。この制度を贈与税額控除といいます。
②次の特例により非課税の適用を受けた金額は加算対象外です。
　イ）配偶者控除
　ロ）住宅資金の贈与、教育資金の贈与、結婚子育て資金の贈与税の特例を受けた各特例
【イメージ図】

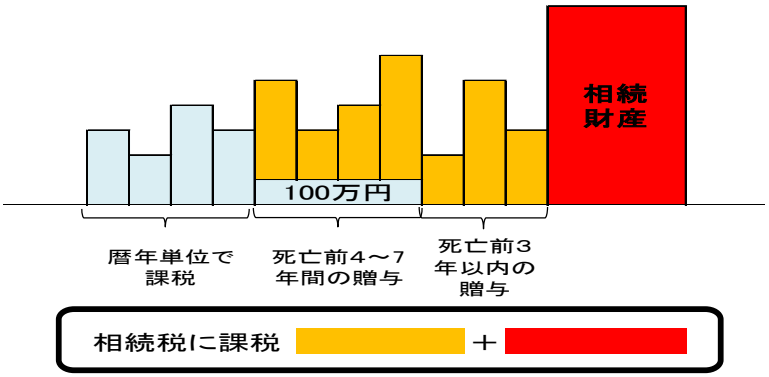

２．　留意点

①110 万円の贈与や死亡年の贈与も相続開始前７年分については相続税の課税対象です。
②相続又は遺贈により財産を取得していない者、相続人でも財産を取得していない者は生前贈与加算の対象外です。

要するに…

暦年贈与の非課税枠である年間１１０万円までの贈与は相続対策としては有効ですが、駆け込みで行っても意味がないので、早めの対策が必要です。